

## 宇部市土砂等撤去事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、自然災害により被災し、生活に支障をきたしている住民の生活を早期に安定させるため、住宅敷地へ崩落した土砂等を撤去する者に対し、宇部市土砂等撤去事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第1項に定める暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害又は市長が特に認めるものをいう。
- (2) 住宅敷地 自然災害発生時において、市内に在し現に居住している建物の敷地をいう。
- (3) 土砂等 自然災害により裏山、がけ地から住宅敷地へ崩落した土砂、竹木をいう。
- (4) 生活に支障をきたす 自然災害による住宅敷地への土砂等が家屋に影響を及ぼしている又は土砂の崩落により住宅敷地から自動車等の出入りができないものをいう。
- (5) 土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、山口県が基礎調査を実施し、指定した区域のことをいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自然災害により土砂等が崩落した住宅敷地を所有、又は管理する者で、かつ、自らの責任において業者へ発注し土砂等を撤去する者とする。

(補助対象経費)

**第4条** 補助対象経費は、補助対象者が業者に支払う費用のうち、住宅敷地から土砂等を撤去し、適正に処分するための費用（土砂等の処分費を含む。）とする。

(補助金の額)

**第5条** 市長は、予算の範囲内において、次に掲げる事業に要する補助対象経費から算出した額を補助金の額として交付する。ただし、補助対象経費が5万円以上のものとする。

(1) 補助金の額は次の表に掲げるとおりとする。

区域区分	補助金の額
土砂災害警戒区域内	補助対象経費の3/4以内とし、100万円を上限とする。
土砂災害警戒区域外	補助対象経費の1/2以内とし、20万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金

の額とする。

(交付申請)

- 第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は土砂等撤去事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請は、土砂等を撤去する前に行うものとし、申請期限は、自然災害発生の日の翌日から3か月を経過した日とする。ただし、被害が甚大である等やむを得ない理由があると市長が認めるときは、当該期限を延長することができる。
- 3 補助金の申請は、同一敷地内において1回限りとする。

(交付決定)

- 第7条** 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その適否について審査し、適当であると認めるときは、土砂等撤去事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査の結果、適当でないと認めたときは理由を付し、土砂等撤去事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定に当たり、次の条件を付すものとする。
- (1) 補助金額を超える変更が生じたときは、速やかに市長に変更申請しなければならない。
- (2) 不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- (3) 土砂等の撤去が完了したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金額の変更)

- 第8条** 前条第1項の規定により交付決定通知を受けた申請者は、前条第3項第1号の規定に基づき土砂等撤去事業補助金変更申請書（様式第4号）に変更後の土砂等の撤去費が確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その適否について審査し、適当であると認めるときは、土砂等撤去事業補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

## 第9条

- 第7条第1項又は前条第2項により交付決定通知を受けた申請者は、第7条第3項第3号の規定に基づき土砂等撤去事業補助金完了報告書（様式第6号）及び土砂等撤去事業補助金請求書（様式第7号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書が提出されたときに補助金を交付する。ただし、実際に土砂等の撤去に要した費用を基に算定した補助金の額（以下「確定額」という。）が、交付決定額を下回った場合は、確定額を交付する。

(補助金の返還)

**第10条** 市長は、申請者が不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、申請者に対し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。